

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年11月9日（平成30年（行情）諮問第498号）

答申日：平成31年3月11日（平成30年度（行情）答申第479号）

事件名：特定日以降に学校法人運営の事業場から提出された是正改善報告書の
一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、徳島労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成30年7月26日付け徳労発総0726第1号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。
平成25年、平成27年の開示決定では、開示されていた部分（是正状況）で同様の内容が不開示になっているので、不当と思われるため。
私は労働災害で休業中ではあるが、特定の学校法人に在籍している職員であり、是正状況を知る権利があるため。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成30年7月9日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「平成29年特定月日以降、特定労働基準監督署が実施した学校法人運営の事業場に対する監督指導、是正改善報告書等の書類一式（平成30年特定月日Aに請求し、一部開示された書類を除く）」との開示請求を行った。

(2) これに対し、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成30年8月8日付け（同日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべき

ものとする。

3 理由

(1) 本件対象行政文書の特定について

本件開示請求に先立ち、本件審査請求人は、平成30年特定月日A付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき「平成29年特定月日以降、特定労働基準監督署が実施した学校法人運営の事業場に対する監督指導等の書類一式」との開示請求を行った。

処分庁は、当該開示請求を受け、平成29年特定月日以降に特定労働基準監督署において実施した学校法人運営の事業場に対する監督指導に関する是正勧告書、指導票及び監督復命書を対象文書として特定し、法5条1号、2号イ及び6号に該当する部分を不開示とした上で、平成30年特定月日B付け特定文書番号により部分開示決定（以下「特定月開示決定」という。）を行った。

本件原処分は、その請求する行政文書の名称等において「（平成30年特定月日Aに請求し、一部開示された書類を除く）」とされていることから、処分庁は、本件原処分においては、「平成29年特定月日以降、特定労働基準監督署が実施した学校法人運営の事業場に対する監督指導、是正改善報告書等の書類一式」のうち、特定月開示決定において開示された書類を除いた、以下の書類を対象行政文書として特定した。

- ・「平成29年特定月日以降、学校法人運営の事業場から特定労働基準監督署に提出された是正報告書等」

なお、是正報告書とは、指導した事項について、事業場が労働基準監督署に対して改善の状況を報告するために提出する書類である。

(2) 本件対象行政文書の不開示情報該当性について

ア 法5条1号の不開示情報該当性について

本件対象行政文書には、個人に関する情報であって、公にすることにより特定の個人を識別することができる情報が含まれており、法5条1号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法5条2号イの不開示情報該当性について

本件対象行政文書には、特定事業場における労務管理状況等種々の内部管理情報がありのまま具体的に記述されており、これらが公にされた場合には、取引関係や人材確保等の面において、同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、これらの情報は、法5条2号イの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法5条4号及び6号イの不開示情報該当性について

本件対象行政文書は、当該特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として誠実に明らかにした事業場の実態であり、その内容を明らかにすることは、このような信頼関係が失われ、事業場が関係資料の提出等、特定労働基準監督署に対する情報提供に協力的でなくなり、また、指導に対する自主的改善意欲を低下させるとともに、労働関係法令違反の隠蔽を行うなど、労働基準行政機関が行う事務であって、検査事務という性格を持つ臨検監督指導業務に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法な行為の発見を困難にするおそれがあることから、法5条4号及び6号イの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、過去の開示決定で開示されていた部分が不開示となっている旨主張しているが、本件不開示情報該当性については、上記(2)で示したとおりであることから、審査請求人の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であるため、これを維持し、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年11月9日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月29日 審議
- ④ 平成31年2月20日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年3月7日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書について、処分庁は、その一部を法5条1号、2号イ、4号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示とされた部分のうち、一部の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、法の適用条項を、法5条1号、2号イ、4号及び6号イに改めた上で、原処分を妥当としていることから、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、審査請求人が開示すべきとする部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 審査請求人が開示すべきとする部分

審査請求人が開示すべきとする部分は、本件対象文書のうち、是正改

善報告書の「是正状況」欄（別表の2欄に掲げる通番1）及び是正状況に関連する添付資料（別表の2欄に掲げる通番2ないし通番5）であると解され、これらの不開示情報該当性について検討する。

（2）不開示情報該当性

ア 別表の4欄に掲げる部分

当該部分は、特定労働基準監督署の受付印であり、法5条1号に規定する個人に関する情報に該当せず、また、これを公にしても、特定事業場の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督機関の行う検査等事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、労働関係法令違反の隠蔽など公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号、2号イ、4号及び6号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ その他の部分

当該部分のうち、通番1は、「是正状況」欄の記載であり、特定労働基準監督署からの指導事項に対する特定事業場における具体的な是正状況が記載されており、通番2ないし通番5は、是正状況の内容に関連し、特定事業場から特定労働基準監督署へ提出された特定事業場の内部資料であり、これらを公にすると、労働基準監督署に対して事業場が是正の状況を詳細かつ正確に報告することを躊躇するなど、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当し、同条1号、2号イ及び4号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

（1）審査請求人は審査請求書（上記第2の2）において、本件審査請求の理由として、「私は労働災害で休業中ではあるが、特定の学校法人に在籍している職員であり、是正状況を知る権利があるため。」としている。

しかしながら、法に定める開示請求制度は何人に対しても請求の目的如何を問わず開示請求権を認めるものであることから、開示、不開示の判断に当たっては特定の学校法人に在籍している者からの開示請求である場合を含め、開示請求者が誰であるかは考慮されないものであるため、審査請求人の主張は認められない。

(2) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ、4号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条1号、2号イ、4号及び6号イに該当することから不開示とすべきとしている部分のうち、別表の4欄に掲げる部分を除く部分は、同条6号イに該当すると認められるので、同条1号、2号イ及び4号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別表の4欄に掲げる部分は、同条1号、2号イ、4号及び6号イのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

「平成29年特定月日以降，特定労働基準監督署が実施した学校法人運営の事業場に対する監督指導，是正改善報告書等の書類一式（平成30年特定月日Aに請求し，一部開示された書類を除く）」

別表

1 開示文書		2 通番	3 不開示情報 該当性	4 開示すべき部分	
頁	文書				不開示部分
1	是正改善報告書	「所在地（電話番号）事業場名 代表者職氏名」 欄の記載	法5条1号、2号 イ、4号 及び6号 イ		
2		表の左上の不開示 部分			
		「是正状況」欄の 全て		1	
		「是正期日」欄の 一部		—	
3	添付資料	全て	2	特定労働基 準監督署の 受付印	
4		全て		3	特定労働基 準監督署の 受付印
5		全て		4	
6		全て		5	